

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○ ○

審査請求人から平成 30 年○月○日付けでなされた生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条の規定による費用返還決定に関する処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事 案 の 概 要 等

1 事案の概要

本件は、法による保護を受けていた審査請求人及び同人の兄である○○○（以下「兄」という。）が、審査請求人らの叔父で成年被後見人であった亡○○○○（以下「叔父」という。）の遺産（現金○○円、別紙物件目録記載の各不動産（以下「本件各不動産」という。）及び介護保険料還付金○○円）を2分の1ずつ相続し、その後、叔父の成年後見人から上記現金を受領したこと、本件各不動産の売却収入○○円（審査請求人は○○円、兄は○○円）を得たこと及び審査請求人が上記介護保険料還付金○○円を受領したことから、処分庁が、世帯主である審査請求人に対し、現金、売却収入及び介護保険料還付金の合計○○円から必要経費等○○円を控除した残額○○円の返還を命じる本件処分をしたのに対し、審査請求人が本件処分の取消しを求めた事案である。

2 関係法令等

(1) 法第 1 条

法第 1 条は、この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすることを規定する。

(2) 法第 4 条第 1 項

法第 4 条第 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われることを規定する。

(3) 法第 4 条第 3 項

法第 4 条第 3 項は、前 2 項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないことを規定する。

(4) 法第 10 条

法第 10 条は、保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとするが、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができることを規定する。

(5) 法第 63 条

法第 63 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないことを規定する。

(6) 生活保護法による保護の実施要領について・第 1

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。なお、新潟県では、次官通知に従い取り扱うこととしている。)の第 1 は、世帯の認定について、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯として認定すること。なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」としている。

(7) 次官通知・第 8、3、(2)

次官通知第 8、3、(2) は、被保護者において、就労に伴う収入以外の収入があった場合の収入認定の指針について規定しており、同イ、(ア) は、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。」としている。また、同イ、(ウ) は、「(ア) 又は (イ) の収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際必要額を認定すること。」としている。また、同エ、(イ) は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入 ((3) のオ、カ又はキに該当する額を除く。) については、その額 (受領するために交通費等を必要とす

る場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算 8,000 円 (月額) をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」としている。

(8) 生活保護問答集・問 13-6、(2)

「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。なお、新潟県では、問答集により取り扱うこととしている。)の問 13-6、(2)は、法第 63 条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなるとしている。

(9) 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。なお、新潟県では、課長通知に従い取り扱うこととしている。)の 1、(1)では、法第 63 条に基づく費用返還について全額返還を原則としつつ、それによって被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還金から控除して差し支えないとしている。

- ① 本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合。
- ② 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護(変更)の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額(保護基準額以内の額に限る)。
- ③ 当該収入が、次官通知第 8、3、(3)(収入として認定しないもの)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和 38 年 4 月 1 日付け社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知)の第 8、40 の認定基準(自立更生のための用途に供される額の基準)に基づき、保護の実施機関が認めた額(事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるもの限り同様に取り扱い差し支えない。)
- ④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度と

して保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の用途は自立更生の範囲には含まれない。

- (ア) いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）
 - (イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額
 - (ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額
 - (エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額
- ⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、課長通知の1、(2)により取り扱うこと。
- ⑥ 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっても、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いとは認められないので留意すること。」

3 事実経過

- (1) 平成19年〇月〇日、〇〇福祉事務所長は、審査請求人を世帯主として、審査請求人、妻及び兄の3名に対し、法による保護を開始した。
- (2) 平成27年〇月〇日、叔父が死亡した。
- (3) 同年〇月〇日、叔父の遺産として、審査請求人と兄の口座にそれぞれ〇〇円（計〇〇円）が入金された。
- (4) 同月〇日、審査請求人と兄との間で遺産分割協議が成立し、審査請求人らは本件各不動産を2分の1ずつ相続した。
- (5) 同年〇月〇日、審査請求人の口座に叔父の介護保険料還付金〇〇円が入金された。
- (6) 同年〇月〇日、審査請求人及び兄は、本件各不動産を〇〇円で売却した。
- (7) 同月〇日、本件各不動産の売却代金及び固定資産税等精算金〇〇円の合計額〇〇円から、相続登記等の必要経費〇〇円を控除した残額〇〇円のう

ち、〇〇円が審査請求人の口座に、〇〇円が兄の口座にそれぞれが入金された。

- (8) 平成 28 年〇月〇日、兄は、特別養護老人ホーム〇〇に入所した。
- (9) 同年〇月〇日、審査請求人の妻が死亡した。
- (10) 同年〇月〇日、兄について保佐開始の審判がなされた。
- (11) 平成 29 年〇月〇日、処分庁は、法第 63 条の規定による費用返還決定処分（平成 29 年〇月〇日付け〇〇第〇〇号。以下「前回処分」という。）を行った。
- (12) 同月、審査請求人は、兄の保佐人に対し、兄が取得した財産を処分庁に返還しなければならないので兄が取得した財産を送金してほしい旨話をした。そこで、保佐人は、同月中に、審査請求人に対し送金をした。
- (13) 同年〇月〇日、審査請求人は、知事に審査請求をした。
- (14) 同年〇月〇日、処分庁は、返還決定額が誤っていたことを理由に、前回処分を取り消した。
- (15) 同年〇月〇日、審査庁は、前回処分が取り消されたことから、前回処分に対する審査請求を却下した。
- (16) 同月〇日、処分庁は、以下の算定により費用返還額を決定し、本件処分を行った。

ア 収入額	〇〇円
イ 必要経費等	〇〇円
（必要経費等の内訳）年金返納金〇〇円、固定資産税〇〇円、郵便料金〇〇円、印鑑証明料〇〇円、市民税延滞金〇〇円、臨時収入に伴う控除〇〇円	
ウ 返還対象額（ア－イ）	〇〇円
エ 扶助費支給額（平成 27 年〇月〇日から同年〇月〇日まで）	〇〇円
オ 自立更生計画額	〇〇円
カ 費用返還決定額	〇〇円
- (17) 平成 30 年〇月〇日、審査請求人は、知事に審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人を含めた被保護者 2 名は、社会的にも法律的にも微妙な立

ち位置に置かれているにもかかわらず、処分庁は、情報の提示、法律・制度の説明、家族・後見人・家庭裁判所を含む権限の提示・調整（職務責任・義務的なもの）などを全く行わず、法律に規定された請求（職務権限・権利的なもの）だけを押し進めてきている。このあり方と処分庁の請求が妥当であるかどうかについて不服を申し立てる。

(2) 処分庁は、審査請求人が考える以下のような法律の矛盾・疑問について、審査請求人に対し明確に説明していない。

ア 生活保護における行政処分が生活保護法、条項の教示のみでよいのか。

イ 処分庁は、兄が取得した財産について、審査請求人に対し費用返還を求めているが、兄は、特別養護老人ホームに入所し、審査請求人とは別住所に居住していること、また、兄に保佐人が選任されたことなどから審査請求人と兄は、法律的に同一世帯とはいえない。

ウ 家庭裁判所の審判から1年以上経過しているにもかかわらず、処分庁から不服や請求がないことから、処分庁は、兄の相続財産を兄の資産として認めているのではないか。

(3) 兄が取得した財産は、全額自立更生費（控除資産）とすべきであり、兄の資産として活用を認めるべきである。兄の自立への具体的な調査・施策などを求める。

2 処分庁の主張

(1) 本件処分は、審査請求人及び兄が相続財産を取得したことで生活保護費の過払いが生じたため、法第63条の規定を適用したものである。〇〇福祉事務所は、審査請求人より相続財産について相談があった段階から法第63条の返還金にあたる旨を説明しており、適切に対応している。

(2) 本件処分の返還対象期間において、審査請求人と兄は、同一の住居に居住し生計を一にしていたことから、本件処分にかかる世帯認定は適正である。

(3) 本件処分は法第63条を適用したもので、世帯主である審査請求人に対し支給した生活保護費の返還を求めるものである。本件処分の返還金対象期間において、審査請求人は、兄を同一世帯員として生活保護費を受給していることから、兄の資産についても世帯の資産として認定したものである。

(4) 自立更生費とは、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合、本来の要返還額から控除する金額のことである。平成28年〇月の訪問時に担当ケースワーカーから自立更生にあたるものがないかを審査請求人に対し確認しており、か

つ、審査請求人に対し、本件処分の通知書（案）を提示し説明している。日頃のケースワーク及び審査請求人への確認の中で認めるべきものはないと判断している。

理 由

1 法第 63 条に基づく返還義務について

- (1) 法第 63 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

そして、被保護者が相続財産を取得した場合、資力の発生時点は被相続人の死亡時であり、審査請求人らが相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることになる（問答集問 13-6、(2)）。

ところで、法第 10 条は、保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとしていることから、法第 63 条の「資力」は、世帯を単位として判断すべきである。そして、世帯の認定については、同一の住居に居住し生計を一にしている者は同一世帯として認定することとされている（次官通知第 1）。

したがって、世帯主と同一の住居に居住し生計を一にしている者が世帯主とともに相続財産を取得し、その後も引き続き同一世帯として認定される場合には、審査請求人らが取得した相続財産が法第 63 条の「資力」に当たり、審査請求人らが相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後、法第 63 条に基づく費用返還決定処分までに世帯主に対して支給された保護費が返還請求の対象となるというべきである。

そして、法第 63 条が、資力が換金された段階で既に支給した保護金品との調整を図る規定であり、換金された資力について収入認定を予定していることからすれば、ここにいう「相続することとなった財産の額」とは、次官通知第 8、3、(2)に従い収入認定した額をいうと解すべきである。具体的には、成年後見人等の第三者により管理されている現金や債権がある場合には、世帯主らが現金の送金を受け又は債権を回収するなどして現実の収入を得た段階で必要経費を控除すべきであり（次官通知第 8、3、(2)、

イ、(ア)及び同(ウ))、また、不動産がある場合には、売却収入を得た段階で必要経費及び世帯合算額〇〇円(月額)を控除すべきであり(同エ、(イ))、これらを合算した額を「相続することとなった財産の額」に当たるものとして、法第63条に基づく返還請求の限度額とすべきである。

- (2) これを本件についてみると、審査請求人及び兄は、法による保護が開始された平成19年〇月〇日から兄が特別養護老人ホーム〇〇に入所した平成28年〇月〇日まで同居し、生計を一にしていたと認められる。そして、審査請求人らは、平成27年〇月〇日、叔父の遺産である現金〇〇円、本件各不動産及び介護保険料還付金〇〇円を2分の1ずつ相続したことが認められる。そうすると、これらの相続財産が法第63条の「資力」に当たり、世帯主である審査請求人は、同人らが相続することとなった財産の額を限度として、叔父が死亡した同日から本件処分のあった平成29年〇月〇日までに支給された保護費を返還しなければならないこととなる。

そこで次に、審査請求人らが相続することとなった財産の額についてみると、現金〇〇円、介護保険料還付金〇〇円、本件各不動産の売却収入〇〇円(売却代金〇〇円及び固定資産税等精算金〇〇円の合計額から、諸経費〇〇円を控除した金額)を合算した〇〇円から、必要経費〇〇円及び本件不動産の売却収入についての世帯合算額〇〇円を控除すると、審査請求人らが相続することとなった財産の額は〇〇円となる。この金額は、審査請求人に支給された保護費〇〇円を下回ることから、〇〇円が返還対象額になるというべきである。

したがって、本件処分は、返還対象額を〇〇円とする限度では、違法又は不当な点は認められない。

2 自立更生費について

- (1) 法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対し、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまる。これは、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていること(第1条)に鑑み、現に保護を受けている被保護者や要保護状態を脱して間もないかつての被保護者に対して、現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護

者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、法第 63 条に該当する被保護者について、その資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、特に、自立更生費を含む課長通知 1、(1)、①～⑥に定める範囲の額については、当該被保護者に返還金の返還をさせないことができるものと解される反面、保護の実施機関による返還金額の決定が、上記の諸事情に関し、判断の基礎とされた事実と誤認があること等により事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであると解するのが相当である（東京地裁平成 27 年（行ウ）第 625 号同 29 年 2 月 1 日判決参照）。

- (2) これを本件についてみると、本件処分がなされた時点において、兄は世帯主である審査請求人と別居しており、兄の財産管理等は保佐人が代理して行っているという事情があるのであるから、審査請求人に返還を求める金額を決定するに当たっては、審査請求人世帯にかかる資産や収入の状況等の諸事情を具体的に考慮するためにも、処分庁において、世帯主である審査請求人のみならず、兄及びその保佐人に対しても、自立更生費の有無について直接説明した上で調査を行うべきであった。それにもかかわらず、処分庁によれば、処分庁の担当者は審査請求人に対し、平成 28 年〇月〇日、自立更生費について説明した上で遺産を利用して購入するものがないか確認し、また、平成 29 年〇月〇日、本件処分通知（案）を提示し、自立更生費についても説明したとしているのみであり、処分庁が兄及びその保佐人に対し、上記の諸事情を具体的に調査した事実は認められない。また、本件処分によって、兄を含めた審査請求人世帯の自立を著しく阻害することとなるおそれがあるか否か等について具体的な検討をした形跡も認められない。

なお、処分庁は、担当ケースワーカーから自立更生費にあたるものがないかを審査請求人に確認し、かつ、本件処分通知（案）を審査請求人に提示して項目ごとに予め説明したとしているものの、法第 63 条の規定に基づく返還を求めることで上記のようなおそれが生ずるか否かは、上記の諸事情に基づいて客観的に判断されるべき事柄であるから、被保護者に対して一応説明したというだけで上記の諸事情を具体的に考慮しなくてもよ

いということにはならない。

したがって、そのような調査検討を欠いたままで自立更生費を〇〇円とし、返還対象額の全額の返還を審査請求人に一方的に義務付けることとなる本件処分は、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものといわざるを得ない。

- (3) 以上述べたところによれば、本件処分は、被保護者の資産や収入の状況等検討すべき諸事情についての具体的な事実の基礎を欠き、また、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないことによりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められるから、その余の点を考慮するまでもなく、処分庁に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして、違法というべきである。

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、これを認容することとし、主文のとおり裁決する。

令和元年8月14日

新潟県知事

花角 英世